

お問い合わせ先

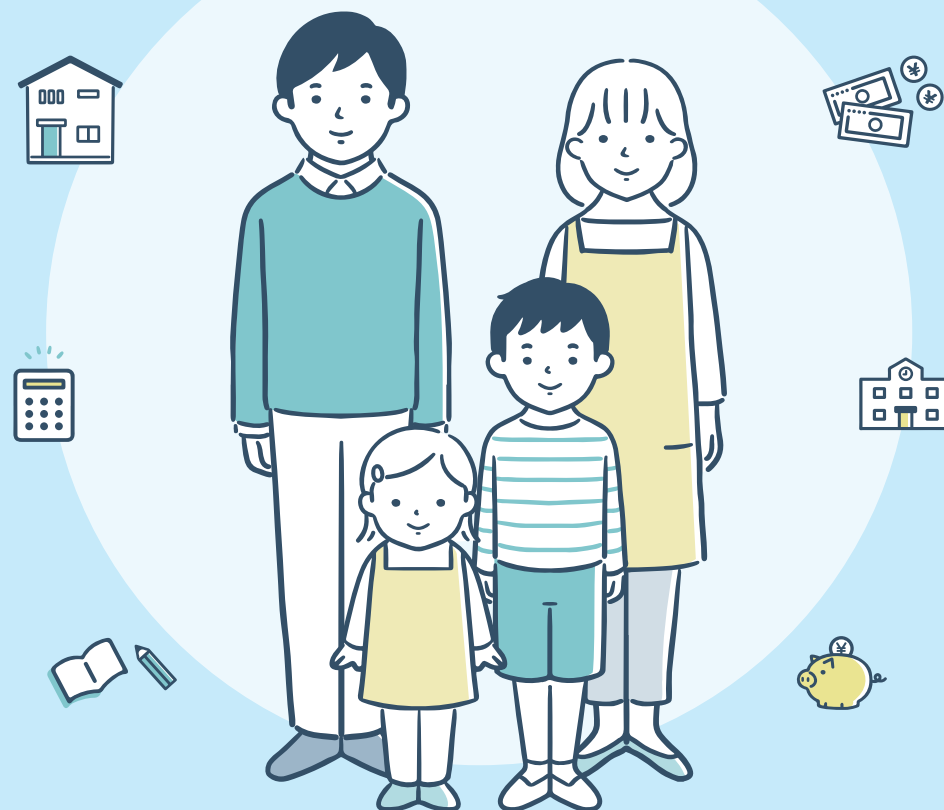
(各区保健福祉(福祉課)ひとり親施策担当窓口一覧)

区 名	電話番号	ひとり親家庭サポーター 窓口開設日
北 区	06-6313-9534	火曜・木曜
都 島 区	06-6882-9889	火曜・木曜
福 島 区	06-6464-9860	水曜・金曜
此 花 区	06-6466-9857	水曜・金曜
中 央 区	06-6267-9955	水曜・金曜
西 区	06-6532-9952	水曜・金曜
港 区	06-6576-9857	水曜・金曜
大 正 区	06-4394-9914	火曜・木曜
天 王 寺 区	06-6774-9857	火曜・木曜
浪 速 区	06-6647-9894	火曜・木曜
西 淀 川 区	06-6478-9952	水曜・木曜・金曜
淀 川 区	06-6308-9423	火曜・木曜・金曜
東 淀 川 区	06-4809-9850	火曜・水曜・木曜
東 成 区	06-6977-9156	水曜・金曜
生 野 区	06-6715-9089	火曜・木曜
旭 区	06-6957-9173	水曜・金曜
城 東 区	06-6930-9065	火曜・水曜・金曜
鶴 見 区	06-6915-9107	火曜・木曜・金曜
阿 倍 野 区	06-6622-9865	火曜・木曜
住 之 江 区	06-6682-9857	火曜・水曜・木曜
住 吉 区	06-6694-9857	水曜・木曜・金曜
東 住 吉 区	06-4399-9838	火曜・水曜・金曜
平 野 区	06-4302-9857	火曜・水曜・金曜
西 成 区	06-6659-9824	火曜・木曜

◎窓口開設日以外でも、臨時相談が可能ですので、ご希望のかたはお問い合わせください。

こどもの 健やかな成長のために

～養育費について知っておくべきこと～



<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000392591.html>

大阪市 養育費

検索



「養育費」の取り決めは忘れずに！

～養育費の受け取りはこどもの重要な権利です～

こどもたちにとって、両親の離婚はとても大きな出来事です。

こどもたちがこれを乗り越え、安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。

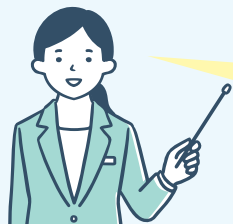
養育費とは…？

養育費とは、こどもの監護（監督・保護）や教育のために必要な費用のことをいいます。

一般的には、こどもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等がこれに当たります。

養育費の支払義務（扶養義務）は、父母の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障する必要があります。

養育費は、こどものためのものですから、離婚時にきちんと取り決めておくことがとても大切です。



養育費の支払いについて話がまとまった場合は口約束ではなく、書面にしましょう。できれば公正証書を作成することをお勧めします。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

●養育費に関する公正証書等作成補助金

大阪市では、公正証書・調停調書の作成に係る費用を補助する制度があります。
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000468018.html>



公正証書とは？

法律の専門家である公証人が作成する公文書です。

公正証書を作成するメリットは？

強制執行認諾条項（強制執行を受けることを承知する旨の文書）を入れることで、相手が約束を守らない場合は裁判所の判決と同様に強制執行ができます。

公正証書を作成するには？

公証役場に当事者（父と母）が出向きます。公証役場は大阪市内に6ヶ所あり、どこでも利用できます。

本人が行かなければいけませんか？

養育費や慰謝料、財産分与など金銭を支払う契約の公正証書は本人の委任状を持った代理人でも手続きができます。ただし、身分に関する行為（離婚、認知、養子縁組することなど）についての取決めは本人でないとできません。また、当事者双方の代理を一人ですることはできません。

作成の費用は？

手数料は目的価格（取り決める金額）等により定められています。例えば、毎月4万円の養育費を10年間支払うことを取り決める場合の手数料は11,000円です。

どういった内容を決めなければならないか？

公正証書は当事者の合意の内容を記載して作成するものなので、合意ができていなければ作成はできません。合意する内容については、養育費の金額、支払時期（毎月など）、支払期間などを決めておきましょう。

（参考）子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（法務省作成）

詳しくは、ホームページをご覧ください。

●日本公証人連合会（公正証書について）

URL <http://www.koshonin.gr.jp/>

※公正証書作成のために準備する資料や手数料などの情報があります。

親子交流の取り決めも大事です

～こどもにとって両親はともにかけがえのない存在です～

親子交流とは…？

「親子交流」とは、こどもと離れて暮らしているお父さんやお母さんがこどもと定期的、継続的に会ったり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

こどもは親子交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それはこどもが生きていく上で大きな力となります。

親子交流の方法や時期、回数などについては、こどもが安心して親子交流を楽しめるよう、こどもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないよう決めることが大切です。

親子交流の取り決めは、書面に残すようにしましょう。



養育費のことなどでお困りのときは、 区役所で専門家に相談してみませんか

大阪市では各区役所において20歳未満のこども（胎児含む）がいるひとり親の方（離婚予定の方も含む）を対象とした相談窓口を開設しています。

「離婚・養育費」に関する無料専門相談

弁護士が法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。各区での相談窓口開設日は大阪市ホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html>)をご覧ください。



その他の主な相談窓口

●ひとり親家庭サポーター・各区役所（裏表紙一覧表のとおり）

【ひとり親家庭サポーターとは】

24区の窓口にて相談支援を行っています。離婚を考えている方に対しては、悩みに寄り添いながら無料弁護士相談の情報提供や公証役場・家庭裁判所への同行支援などを行い、また、ひとり親家庭の方からの相談には、就職や自立支援に関する制度を情報提供するなどの対応を行っています。

●母子父子福祉センター 大阪市立愛光会館

大阪市北区中津1-4-10 TEL 06-6371-7146

（法律相談 URL <http://www.hitoren-osaka.org/law.html>）

●養育費相談支援センター

URL <http://www.youikuhi-soudan.jp/> メール info@youikuhi.or.jp

TEL 0120-965-419 または 03-3980-4108

●日本司法支援センター（法テラス）

URL <http://www.houterasu.or.jp/>

TEL 0570-078374

●裁判所ホームページ

URL <http://www.courts.go.jp/>

※家事調停手続き等の申立書などを入手できます。



分からないことや聞きたいことがある方はお気軽に最寄の相談機関にご相談ください

養育費や面会交流について知っておくこと

～よくある質問～

Q1 養育費って何？

A1 こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する経費のことです。食費、教育費、医療費等、こどもの生活費が養育費にあたります。

Q2 どうして払わなければならないの？

A2 親権を持たない親でも自分と同じ水準の生活をこどもに保障する義務（生活保持義務）があり、養育費を受け取ることはこどもの権利だからです。

Q3 金額はどうやって決めればいいの？

A3 両親の収入を基本に話し合っで決めるのが一般的です。目安になるものとして「養育費算定表」があります。算定表は東京家庭裁判所ホームページ(http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)でご覧いただけます。



Q4 話し合いができない、または、まとまらないときは？

A4 両親で話し合いができないとき、または話し合っても平行線が結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

Q5 こどもが何歳になるまでもらえるの？ 大学に入る場合は？

A5 一般的に教育費がかかる年齢までとすることが多いです。また、両親がこどもを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合っで双方で負担することができます。

Q6 離婚後に養育費を請求することもできるの？

A6 請求することはできますが、協議は難航するかもしれません。できる限り、離婚前に取り決めておきましょう。

Q7 面会交流って絶対に応じないといけないの？

A7 面会交流は、こどもの利益を優先して父母が協議して定め実施する必要があります。ただし、DVやこどもの連れ去りのおそれがあったり、こども自身が面会を拒否する場合などはその限りではありません。

Q8 養育費や面会交流についてもっと詳しく聞ける場所がありますか？

A8 大阪市では、各区役所に「ひとり親家庭サポーター」を配置し、離婚前の方も含めて相談を受け付けています。また、各区役所で弁護士による無料専門相談や母子父子福祉センター 大阪市立愛光会館における無料法律相談を実施しています。

こどもの気持ちに配慮してあげてください

- 親が離婚に直面しているとき、こどもは**大きな不安**を感じます。
- たとえ幼児であっても、いま何が起きているかについて**大人が考えている以上に的確に把握しています**。
- こどもの年齢や発達に応じて、**分かりやすい言い方でよく説明**することが重要です。
- 親同士は一緒に暮らしていけなくても、**どちらの親もこどもを大切に思っていること、決してこどものせいで争っているのではない**ということをこどもに対してしっかりと伝えてあげてください。

